

令和3年度
由布市水道事業運営協議会の答申

「水道料金のあり方について」

由布市水道課

目次

由布市水道事業運営協議会について	4
1. 水道料金について	5
2. 総括原価方式について	7
3. 料金の算定期間について	9
4. 二部料金制、基本水量の廃止について	11
5. 料金体系について	14
6. 逦増従量料金制について	16
付帯意見	18

水道運営協議会

○水道事業管理者である市長の諮問に応じて調査審議する機関

(1) 水道事業の総合的な対策及び施設給水に関すること。

(2) 水道事業の管理運営に関すること。

(3) その他水道事業に関する重要事項

由布市水道事業運営協議会・協議経過

区分	日時・場所	協議内容
第1回	令和3年 5月13日 由布市役所本庁舎 3階大会議室	諮問「水道料金のあり方について」 前回の答申内容及び経過について
第2回	令和3年 6月25日 由布市役所本庁舎 3階大会議室	諮問②.③.⑤の項目について 2. 総括原価方式について 3. 料金の算定期間について 5. 料金体系について 水道事業の経営状況について
第3回	令和3年 7月27日 由布市役所本庁舎 3階大会議室	諮問①の項目について 1. 水道料金について
第4回	令和3年 8月26日 由布市役所本庁舎 3階大会議室	諮問④.⑥項目について 4. 二部料金制、基本水量の廃止について 6. 逡増従量料金制について
第5回	令和3年 9月27日 由布市役所本庁舎 3階大会議室	諮問「水道料金のあり方について」のまとめ
第6回	令和3年10月25日 由布市役所本庁舎 3階大会議室	水道事業運営協議会答申書（案）について

1. 水道料金について

「経営状況を鑑み、料金改定を進めるべきである」

「料金の統一を図り、由布市上水道と湯布院町上水道を統合すべきである。」

詳しい内容

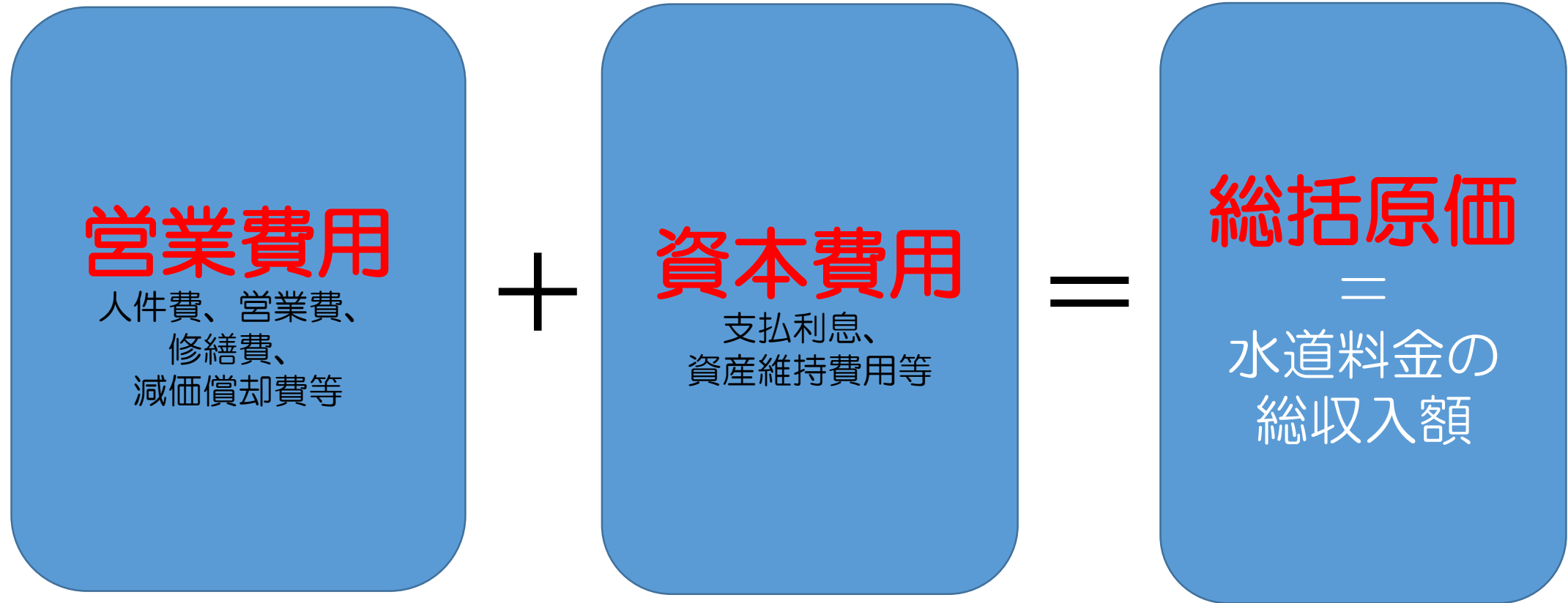
- 「給水原価」（水を造る費用）に対し「供給単価」（水を売って得た収益）が低い為、水道水の供給に必要な経費を賄っていない。
- 今後、老朽施設の更新等の建設改良工事が必要
- 令和2年に簡易水道の経営統合を行った事による経費負担の増
- 維持管理費のみならず更新費用等も水道料金で賄う必要がある。
- 同じ市内において水道料金が大きく異なることは、負担の公平性や法の遵法性を鑑み、水道料金の統一を図るべきと考える。

2. 総括原価方式について

「料金算定方法は総括原価方式とする。」

総括原価方式とは

公営企業のあるべき姿（独立採算制の維持）



由布市では、平成17年10月の市町村合併以来、料金体系の見直しが行われていない。

3. 料金算定期間について

「水道料金の算定期間は5年とする。」

水道料金の検証をする算定期間について

水道料金に与える影響

- 水道事業経営の安定性
 - 期間的な負担の公平性
 - 原価の把握の妥当性
 - 経営改善
 - 人口減少、使用量の減少
 - 災害等の不測の事態
- その他の要因等

5年

水道料金の検証

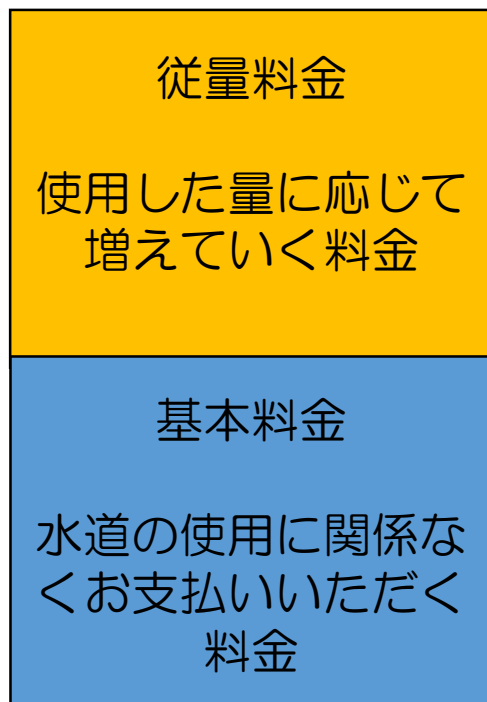
今後は、5年を基準として料金の検証を行うことが妥当。

4. 二部料金制、基本水量の 廃止について

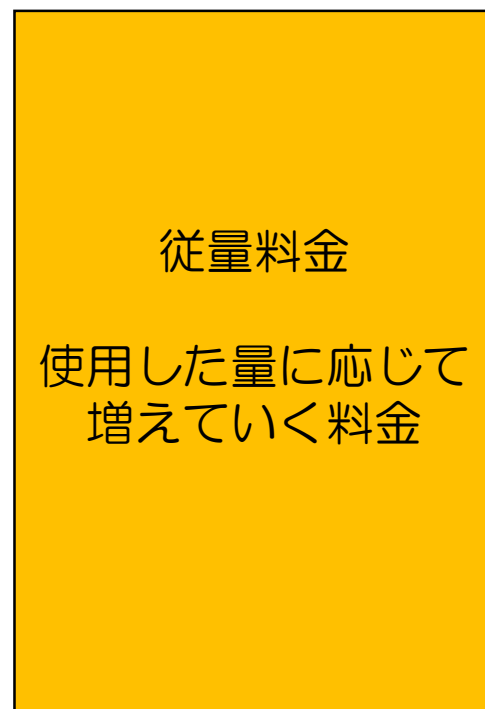
「二部料金制を採用し、基本水量は廃止する。」

二部料金制について

二部料金制



一部料金制



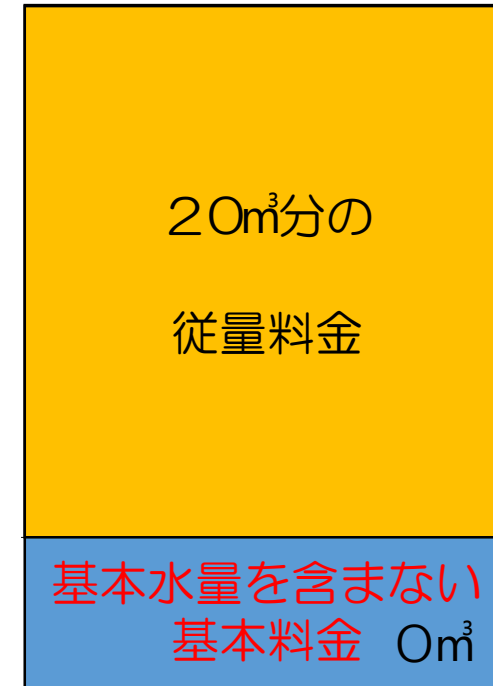
基本水量の廃止について

20m³使用した場合

現状の料金体系



料金改定時



5. 料金体系について

「口径別料金体系とする。」

用途別料金

- 用途別料金は、一般家庭の料金の低廉化を目的として採用されている。
- 現在は、多様な使用形態があり一般家庭と事業所の区別が分かりにくい。
- 用途が変わっても把握が難しい。



口径別を採用

- 量水器の口径により料金を決定します。
- 使用可能な水量能力に伴う料金負担のお願い。
- 料金体系の明確化。

用途
一般家庭用
官公署・学校・事業所用 営業・浴場営業用
共用



量水器口径（メートル）
13mm
20mm
25mm
30mm
40mm
50mm
75mm
100mm
150mm

ていぞう じゅうりょう

6. 逡増従量料金制について

「水道料金改定は、『逡増従量料金制』とし、
『水量区画』については理解が得られるよう検
討すること。」

逦増従量料金

使用水量で段階的に1m³当たりの料金単価を引き上げる料金体系。

逦増従量料金のイメージ（4区画の場合）

逦増従量料金（4区画）			
1m ³ ~ 00m ³	01m ³ ~ □□m ³	□1m ³ ~ △△△m ³	△△1m ³ ~
000円	000円	000円	000円

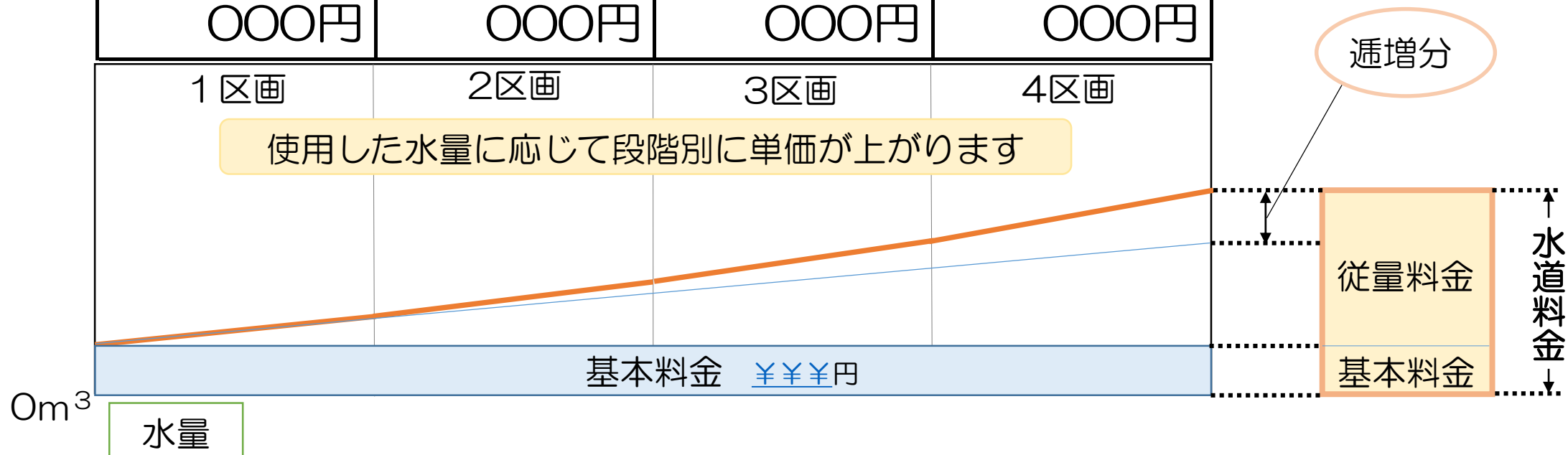
1区画

2区画

3区画

4区画

使用した水量に応じて段階別に単価が上がります



付帯意見

- 水道事業の健全化を図るには、現状の原価割れの状況を解消し、供給単価が給水原価を上回り、一定の留保資金を確保する必要がある。今後、老朽施設の更新事業や耐震化事業の必要性及び現在の経営状況から判断すると水道料金改定は止むを得ないと判断し、水道料金改定率は平均40%程度の引き上げが必要と考える。
しかし、料金の値上げは市民生活に大きな影響を与えるため、今後の決算見込みや社会経済状況等を十分に見極め、改定率については慎重且つ柔軟に判断すること。

次項へつづく

- 今回の水道料金改定時期については、新型コロナウイルス感染症等における社会情勢を見極め判断すること。
- 水道料金改定において、急激な改定は行わず、段階的に料金が上がる「激変緩和措置」等を検討していくよう要望する。
- 料金体系を改定することになった経緯について、積極的な情報公開に努めること。さらに、使用者に理解されるよう積極的に広報し、水道事業者としての説明責任を十分果たすよう要望する。
- 水道経営の健全化に向けて常に経営の効率化を図ること。また、施設の耐震化計画や老朽管路・設備の更新計画についても社会情勢等を踏まえた多面的な視点から定期的に見直し、最適な事業運営を心がけること。